

はじめに

本書は、自動車整備事業者における前照灯の検査項目について、その基準をまとめた書籍です。検査の基準を熟知していただき、指定整備に関する法令違反が1件でも減少することを目的としています。

内容は、目次とおり、序章～第3章まで及び自動車技術総合機構（以下、機構）・軽自動車検査協会からのお知らせとして作成されたチラシを収録しています。

なお、台数が少ない等の理由により、次の自動車は本書の対象外としています。

- 最高速度 20km/h 未満（25km/h 以下）の自動車、幅 0.8m 以下の自動車及び三輪自動車

《目次》

序章 前照灯の検査に際し

- 1 前照灯の計測区分について（編集部）…… 2
- 2 前照灯の特性 …… 4
- 3 その他 …… 5

第1章 前照灯試験機による前照灯検査及び指定整備記録簿の記載要領

- 1 自動車の状態 …… 6
- 2 前照灯試験機による計測及び判定 …… 8

■ 計測区分1 走行用前照灯 …… 8

■ 計測区分2 エルボー点又はカットオフラインの位置による「すれ違い用前照灯」又は「配光可変型前照灯」 …… 11

- 判定区分1 四輪以上の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車） …… 12

- 判定区分2 二輪自動車及び側車付二輪自動車（設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間に検査するものに限る） …… 16

- 判定区分3 二輪自動車及び側車付二輪自動車 …… 16

■ 計測区分3 最高光度点による「すれ違い用前照灯」 …… 21

- 3 前照灯試験機による計測・判定で適合しているものとみなされる基準 …… 24

第2章 整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて（通達）

- 1 検査方法を変更する背景 …… 26
- 2 検査方法及び判定基準
 - 1. すれ違い用前照灯試験機を保有している場合 …… 26
 - 2. すれ違い用前照灯試験機を保有していない場合 …… 27
 - ① カットオフを確認できる場合 …… 27
 - ② カットオフが確認できない場合 …… 29
 - ③ 壁等を用いた測定 …… 31
- 3 整備工場における前照灯検査（整備）の流れ …… 34

第3章 視認等による審査（目視検査）

- 1 走行用前照灯 …… 36
- 2 すれ違い用前照灯 …… 39
- 3 配光可変型前照灯 …… 44

自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会からのお知らせ

- カットオフラインが確認できない自動車などのロービーム計測について …… 49
- 車検時にはヘッドライトテストを用いてロービームを計測します …… 50
- ロービームの光度及び向き適切な整備・調整のお願い …… 51

序章 前照灯の検査に際し

《目次》

1 前照灯の計測区分について（編集部）	2
2 前照灯の特性	4
3 その他	5

1

前照灯の計測区分について（編集部）

《審査事務規程第 57 次改正による計測区分の改正》

1. 自動車の種類に応じた前照灯の計測区分は次のとおりとなった。

①「走行用前照灯」の計測

対象	<ul style="list-style-type: none">平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車令和 2 年 9 月 3 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの
除外	<ul style="list-style-type: none">計測区分②又は③の計測をする自動車7 - 67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車

②エルボ一点又はカットオフラインの位置による「すれ違い用前照灯」又は「配光可変型前照灯」の計測

対象	<ul style="list-style-type: none">カットオフラインを有するすれ違い用前照灯7 - 76 に定める基準に該当する配光可変型前照灯を備える自動車
除外	<ul style="list-style-type: none">計測区分①又は計測区分③の計測をする自動車最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車

③最高光度点の位置による「すれ違い用前照灯」の計測

対象	<ul style="list-style-type: none">カットオフラインが確認できないすれ違い用前照灯（レンズの表面にくもりがないものに限る）を備える自動車指定自動車等以外の自動車
除外	<ul style="list-style-type: none">計測区分①又は計測区分②の計測をする自動車二輪自動車及び側車付二輪自動車最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車

第1章 前照灯試験機による前照灯検査及び指定整備記録簿の記載要領

▷ 審査規程第9章テスト等による機能維持確認、9-8 前照灯の明るさ及び主光軸の向き

▷ 指定整備記録簿の記載要領について（通達）

《目次》

1 自動車の状態	6
2 前照灯試験機による計測及び判定	8
■ 計測区分1 走行用前照灯	8
■ 計測区分2 エルボ一点又はカットオフラインの位置による「すれ違い用前照灯」又は「配光可変型前照灯」	11
▪ 判定区分1 四輪以上の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車）	12
▪ 判定区分2 二輪自動車及び側車付二輪自動車（設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間に検査するものに限る）	16
▪ 判定区分3 二輪自動車及び側車付二輪自動車	16
■ 計測区分3 最高光度点による「すれ違い用前照灯」	21
3 前照灯試験機による計測・判定で適合しているものとみなされる基準	24

1

自動車の状態

1. 自動車の状態は、次の①から⑥までの状態とする。

①直進姿勢かつ審査時車両状態（*1）

（*1）「審査時車両状態」とは、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう（抜粋）。[審査規定1-3]

- 空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。被牽引自動車にあっては、空車状態に運転者1名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車を連結した状態であること。この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態であること。なお、燃料については全量を搭載していなくてもよく、寸法及び重量を計測する場合を除き、スペアタイヤ（附属工具を含む）又はその代替装備は搭載した状態とすることができる。
- 受検車両に装着しているタイヤは、応急用スペアタイヤでないこと。

※参考：検査における自動車の状態は、個別に定める場合を除き、審査時車両状態とする。

[審査規定4-7-1 (1)]



【審査時車両状態（運転者1名乗車）】

第2章 整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて（通達）

▷令和6年8月6日改正・施行

《目次》

1 検査方法を変更する背景	26
2 検査方法及び判定基準	
1. すれ違い用前照灯試験機を保有している場合	26
2. すれ違い用前照灯試験機を保有していない場合	27
①カットオフを確認できる場合	27
②カットオフが確認できない場合	29
③壁等を用いた測定	31
3 整備工場における前照灯検査（整備）の流れ	34

1

検査方法を変更する背景

- 平成7年12月の前照灯に係る道路運送車両の保安基準の改正により、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の要件が分けて規定され、新基準車については、原則、すれ違い用前照灯を検査することとされている。
- しかしながら、改正施行後においても、新基準車が少ないこと、すれ違い用前照灯試験機が普及していないこと等から、当分の間の経過措置として、すれ違い用前照灯の検査に代えて走行用前照灯を検査していたところである。
- 一方、現在、新基準車の保有割合はおよそ9割に達しており、すれ違い用前照灯試験機の普及も整備工場において7割を超え、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会ともにほぼ完了しており、すれ違い用前照灯の検査体制が概ね整備された状況となっている。
- このため、今般、上記の経過措置を改め、新基準車の前照灯を検査する場合には、原則、すれ違い用前照灯を検査することとする。

2

検査方法及び判定基準

1

すれ違い用前照灯試験機を保有している場合

- 原則、すれ違い用前照灯を、すれ違い用前照灯試験機で検査する。
- なお、必要な整備をした上で以下の場合に限り、特例的な取扱いとして走行用前照灯を走行用前照灯試験機で検査することができる。
 - ①適切に光度を測定できない場合
 - ②明確なカットオフ及びエルポ一点を有しておらず、かつ、すれ違い用前照灯試験機での判定が困難な場合

第3章 視認等による審査（目視検査）

《目次》

1 走行用前照灯	36
2 すれ違い用前照灯	39
3 配光可変型前照灯	44

1

走行用前照灯

▷保安基準第32条、審査規定7-65

■ 装備要件

1. 被牽引自動車を除く自動車の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。

ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が協定規則に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。

※平成17年12月31日以前に製作された自動車については、上記ただし書きの基準は適用しない。

■ 性能要件（視認等による審査）

1. 走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

◇ 灯光の色

- ① 走行用前照灯の灯光の色は、白色であること。

※平成17年12月31日以前に製作された自動車については、白色又は淡黄色であり、同時に点灯するすれ違い用前照灯を含む全てが同一であること。

◇ 汚損等の禁止

- ② 走行用前照灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損していないこと。
- ③ 走行用前照灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。

■ 取付要件（視認等による審査）

1. 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

◇ 個数

- ① 走行用前照灯の数は、2個又は4個であること。

ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては1個又は2個あること。

また、補助的に備える走行用前照灯（*）の数は、2個であること。

* 「補助的に備える走行用前照灯」二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える走行用前照灯に対し、その性能を補うことを目的として任意に備えられた別の走行用前照灯であって、それぞれがUN R98、UN R112又はUN R149のいずれかに定める基準に適合するよう製作されたものをいう。

※平成17年12月31日以前に製作された自動車については、上記補助的に備える走行用前照灯の基準は適用しない。

前照灯検査パーフェクトガイドブック

令和6年12月発行

審査事務規程第57次改正収録版（カットオフラインが確認できない自動車）

令和6年12月16日 発行

- 発行所 株式会社 公論出版
〒110-0005 台東区上野3-1-8
電 話 03 - 3837 - 5731
F A X 03 - 3837 - 5740
- 定 価 1,100円（税込）